

# 茨城県報

第5978号

昭和47年1月6日

木曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告示

	ページ
●昭和46年度水産加工施設等改善事業利子補助金交付要項の一部改正(漁政課).....	1
●瓦谷上宿地区土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	1
●八千代村宮磯・村貫地区換地計画の縦覧(〃).....	2
●県道路線の認定(道路維持課).....	2
●道路の区域決定(〃).....	3
●道路の供用開始(〃).....	3

### 公告

●住宅地造成事業の工事完了(建築住宅課).....	3
●開発行為の工事完了(2件)(〃).....	4
●土地立ち入り測量(用地室).....	4

### 雑報

(茨城県建築審査会)

●茨城県建築審査会傍聴規則.....	5
--------------------	---

## 告示

### 茨城県告示第1号

昭和46年度水産加工施設等改善事業利子補助金交付要項(昭和46年茨城県告示第452号)の一部を次のように改正し、昭和46年4月1日から適用する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

第3条第1項本文中「市町村の利子補助事業並びに」の次に「昭和42年度水産加工施設等改善事業利子補給補助金交付要項(昭和42年茨城県告示第1009号)」を加える。

### 茨城県告示第2号

石岡台地土地改良区が行なおうとする瓦谷上宿地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

1 縦覧に供する書類

石岡台地土地改良区定款の写し

瓦谷上宿地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年1月12日から昭和47年2月1日まで

3 縦覧の場所

八郷町役場

茨城県告示第3号

昭和46年11月22日付で八千代村長水書喜三郎から認可申請のあつた磯・村貫地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

磯・村貫地区換地計画書

2 縦覧期間

昭和47年1月12日から昭和47年2月1日まで

3 縦覧の場所

八千代村役場

茨城県告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和47年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	備 考
389	芹沢麻生線	行方郡玉造町大字芹沢		
		行方郡麻生町		

茨城県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和47年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
389	県道	芹沢麻生線	行方郡玉造町大字芹沢字上山1865番から	メートル	メートル	
			行方郡麻生町大字麻生字一丁窪3289番まで	4.0~17.6	16,670.0	

茨城県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和47年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 路線名 県道芹沢麻生線
- 供用開始の区間 行方郡玉造町大字芹沢字上山1885番から  
同郡麻生町大字麻生字一丁窪3289番まで
- 供用開始の期日 昭和47年1月6日

公 告

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年12月16日に完了したことを公告する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市佐貫町字浅間ヶ浦929番地-6, 929番地-9~929番地-11, 929番地-19, 929番地-31, 929番地-32, 929番地-42, 929番地-45, 929番地-46, 929番地-48~929番地-53  
" 庄兵衛新田町字立羽359番地-31, 359番地-32, 372番地, 373番地-4, 375番地-

1, 375番地—38—375番地—40

2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市4235番地

財団法人竜ヶ崎市開発公社

理事長 岡田 宇三郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年10月27日に完了したことを公告する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字谷中字相橋544番の1, 544番の4, 545番, 546番, 547番, <sup>548番の1</sup>562番, 563番合併, 564番

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡藤代町谷中548

古谷 圭造

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年8月23日に完了したことを公告する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

日立市東成沢町3丁目671番, 674番, 675番, 675番の2, 677番, 678番

2 事業主の住所及び氏名

日立市平和町1丁目17番6号

平和不動産株式会社

代表取締役 松本 嘉美

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年1月6日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 1級河川利根川水系高木川河川改修工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
真壁郡関城町大字辻字滝の下及び字石島地内  
" " 大字木戸字根下及び字堀込地内  
" " 大字梶内字館野地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和47年 1 月 6 日から昭和47年 1 月31日まで

雑 報

(茨城県建築審査会)

茨城県建築審査会規則第1号

茨城県建築審査会傍聴規則を次のように定める。

昭和47年 1 月 6 日

茨城県建築審査会会長 田 中 達 次 郎

茨 城 県 建 築 審 査 会 傍 聴 規 則

(目的)

第1条 この規則は、茨城県建築審査会条例(昭和25年茨城県条例第51号)第9条に基づき、公開で行なわれる茨城県建築審査会(以下「審査会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴券の交付)

第2条 審査会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者及び県職員であつて、あらかじめ会長の承認を受けた者は、この限りでない。

(傍聴券)

第3条 傍聴券は、審査会当日傍聴受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の裏側に住所、氏名及び年令を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で係員に傍聴券を呈示しなければならない。

(傍聴券の呈示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を呈示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) カバン、包物等を携帯している者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
  - (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し又はヘルメットの類を着用若しくは携帯している者
  - (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第10条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
  - (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - (8) 精神に異常があると認められる者
  - (9) 酒気を帯びていると認められる者
  - (10) 異様な服装をしている者
  - (11) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第6号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審査会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用し、又は杖を使用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他審査会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第13条 第2条から第12条までの規定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第94条第3項の規定により、審査会が公開による口頭審査を行なう場合に準用する。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

★ 県政の総覧 ( ) 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和46年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所